

デイサービスやまのべ 重要事項(概要)

1. 施設の概要

- ① 提供できるサービスの種類と地域
施設名 デイサービスやまのべ
所在地 奈良県桜井市大豆越104-1 連絡先 TEL:0744-45-0280 FAX:0744-45-0266
種類 通所介護・第1号通所事業 (デイサービス)
サービス対象地域 桜井市、天理市、磯城郡、橿原市
- ② デイケアの施設の定数
・管理者 1.0人 ・介護職員 8.0名(定員50名に対し) ・生活相談員 1.0人
・看護職員等は、指定通所介護の提供に当たる。その他、必要な業務を行う。
・介護職員の員数は、利用者の定員における法令の定めのとおりとする。
- ③ 利用定員 50名
- ④ サービス提供時間 月～日 8時50分～16時10分までとする ※祝日も営業(年始1月1日～3日特別休暇)
営業時間 8時00分から17時00分

2. 事業の目的及び運営方針

(目的)デイサービスやまのべ(以下「事業所」という。)が行う第1号通所の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、介護職員及び生活相談員並びに機能訓練指導員(以下看護職員等)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
(運営方針)事業所の看護職員等は、要介護者等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、これらの者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを行う。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 利用料金

- ・通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準額、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、法定代理受領分として、負担割合証の割合に準じた額とする。

- ① 食材料費 680円/日
- ② 日用品費 200円/日
＜利用者等の希望によって身の回り品として提供する費用＞
- ③ 教養娯楽費 実費
＜利用者等のご希望によって、教養娯楽費として日常生活に必要なものを事業者が提供する費用＞
- ④ おむつ代[リハビリパンツ・カバータイプ] 100円/枚 ⑤ おむつ代[パッド] 30円/枚
- ⑥ キャンセル料 当日8:30までにサービスの中止(休み)のご連絡がなかった場合 1000円/回

4. 身体拘束等について

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載する。

5. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置を講じる。

6. 事故発生の防止及び発生時の対応

事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 守秘義務及び個人情報の保護

- ① 事業者及び事業者の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は利用終了後も同様とする。
- ② 事業者は、従業者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう配慮する。
- ③ 事業者は、次の各号についての情報提供については、利用者及びその家族から、予め文書により同意を得た上で行うこととする。
 - i. 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ii. 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表会等。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

8. その他運営に関する重要事項

- ① 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を採用から1ヶ月以内の採用時研修及び年1回の継続研修を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ② 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- ③ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

9. 第三者評価の実施状況

当施設では、第三者評価は実施していません。

10. サービス内容に関する苦情 相談 要望の窓口

- ① 当施設 所在地 〒633-0087 奈良県桜井市大豆越104-1 TEL 0744-45-0280
- ② 市町村の窓口 当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
桜井市役所 所在地 〒633-0062 奈良県桜井市粟殿432-1 高齢福祉課 介護保険係
TEL 0744-42-9111 受付時間 8:30～17:15(土日、祝日は除く)
- ③ 公共団体の窓口 奈良県国民健康保険団体連合会
所在地 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館5階 事業課 介護苦情係
TEL 0744-21-6811 FAX 0744-21-6899
フリーダイヤル 0120-21-6899 受付時間 9:00～16:45(土日、祝日は除く)